

令和 8 年度岐阜県立八百津高等学校いじめ防止基本方針

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成 25 年 6 月 28 日公布、平成 25 年 9 月 28 日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第 13 条を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（１）定義

法：第 2 条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（２）具体的ないじめの態様

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

（３）「八百津高等学校いじめ防止基本方針」策定の意義

- ・ いじめは生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす深刻な問題である。この問題は、本校が一つになって組織的に取り組むとともに、家庭、地域、関係機関等と連携していくことが必要である。
- ・ 本校におけるいじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「八百津高等学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校は、学校いじめ防止基本方針を年度の開始時に、生徒、保護者、関係機関等に説明（学校ホームページへ掲載）する。

（４）本校の課題と姿勢

①課題

- ・ 各種調査の結果及び、本校の様子から次の 2 点の課題があげられる。
 - ア. 情報モラル違反
 - イ. 新入生の人間関係トラブルこれらを受け、特に一年生の適応指導や早期の情報収集を徹底し、共通意識をもって早期対応に努める必要がある。

②姿勢

- ・ いじめを人権問題としてとらえ、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識を生徒一人一人に徹底する。
- ・ いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を高める。
- ・ いじめは如何なる環境においても起こりうることを強く意識し、学校が組織的に対応するとともに、保護者、地域や関係機関と一丸となって連携することで未然防止はもとより早期発見、早期対応に努める。
- ・ 生徒の主体的、積極的活動（ホームルーム活動、部活動、MSL 活動等）を推進することで自己有用感や自己肯定感を育む。
- ・ クラスや部活動内における望ましい人間関係を構築させ、加害者、被害者、傍観者にならないように指導する。
- ・ いじめを受けた生徒の生命、心身の安全を確保することを最大の目的とする。
- ・ 解決したと即断することなく、継続して注意深く経過観察を行い、折に触れて必要な指導を行う。
- ・ 人間尊重と生命に対する畏敬の念を培うために、道徳教育を推進する。

2 いじめの未然防止のための取組

（１）いじめ防止等の対策のための組織〈必置〉

法：第２２条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校はいじめ防止等の対策のための組織として、校内に専門の委員会を組織する。

〔組織の名称〕

いじめ防止等対策検討委員会

〔組織の構成員〕

○外部専門家の参画によりいじめへの適切な対応を図る。

- ・ 学校関係者（校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、養護教諭、各学年主任、教育相談担当）
- ・ 第三者（弁護士、臨床心理士、地域代表、PTA 会長、教員 OB）

※いじめ防止等対策検討委員会の構成員については、いじめ問題を発見した場合など、必要に応じて養護教諭や学級担任などを加えるものとする。

〔組織の運営〕

- ・ いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また重大事態の調査を行う組織としていじめ防止等対策検討委員会を組織する。

- ・年2回（6月と1月）いじめ防止等対策検討委員会を開催（緊急を要する場合は、その都度開催）し、学校のいじめ防止に対する取組について第三者から意見をもらうとともに見直しを図る。（PDCAサイクル）

（２）学校及び各分掌の取組

【学校全体】

- ・教育活動全体を通じて、全ての生徒に正しい人権意識を醸成する。
- ・地域貢献やボランティア活動等を推進し、豊かな情操や道徳心を育てる。
- ・お互いの人格を尊重し合える態度を育成する。
- ・情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心とした組織対応を構築する。
- ・いじめ対応に係る教職員の資質や能力の向上を図る職員研修等を開催する。
- ・いじめに向かわない態度・能力の育成といじめを許さない環境づくりのために、『学校いじめ防止プログラム（年間計画）』を定める。
- ・いじめの早期発見を徹底する観点から『早期発見・事案対処マニュアル』を定める。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

【生徒支援部（生活支援、教育相談、保健厚生、防災）】

- ・学校生活における規律を正し、生徒が主体的に授業や行事に参加できるよう指導する。
- ・週1回開催される「連絡会」（校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、進路指導主事、各学年主任、養護教諭）において、生徒の情報を収集し、いじめの未然防止に努める。
- ・定期的に「いじめに関するアンケート」および（6月、10月、1月）「心のアンケート」（5月、9月、11月）等を行い、いじめに対する抑止力を働かせるとともに、いじめの状況を把握する。
- ・教育相談体制を整え、全ての教員がいじめ相談に対応できるように職員研修を実施する。（心理検査や性格検査等を有効活用するための研修も含む）
- ・「SERAPLUS」（生徒の学校不適応を防ぎ、自己肯定感を育てるための質問紙調査）や「心のアンケート」（学校生活の適応状況）を有効に活用できるよう職員研修を実施する。
- ・情報モラルに関する指導を定期的実施する。（年1回4月に実施）
- ・外部機関（警察、子ども相談センター、町役場や市役所福祉課等）との連携を図る。
- ・MSL活動を通じて社会貢献活動への参加により、社会の一員としての自覚を醸成するとともに、自己有用感や自己肯定感を育む。
- ・命を守る訓練、保健講話などを通して命の大切さを知り、思いやりの心を育てる。
- ・生徒と教職員の安全意識を高め、安全で快適な学習環境の整備に努める。また、定期的な環境衛生点検を通して、互いに気持ちの良い空間の維持に努めるとともに、問題の早期発見に努める。
- ・保健室の利用状況の報告を密にするとともに、問題の早期発見に努める。

- ・巡回通級による少人数での演習を通して、発達障害のある生徒に必要なコミュニケーションスキルをサポートする。
- ・「ほっとプレイス」にスクール相談員を配置することで、生徒の話に耳を傾け、寄り添い共に考えることで自己有用感や自己肯定感を育む。

【学習支援部（教務、情報、視聴覚、図書部）】

- ・授業規律を整えるとともに、教科指導ではわかる授業を確立する。全ての生徒が参加、活躍できる授業を工夫するために年2回（6・11月）の公開授業週間を実施し、各教科で研修を深める。
- ・図書の充実と快適なスペースの確保に努め、読書活動を通して生徒に豊かな感性と思いやりの心を育むことに努める。

【進路支援部】

- ・進路目標の早期指導により、高校3年間の方向付けや目的意識を育成する。
- ・インターンシップや社会体験学習により、社会における規律を習得させるとともに、社会の中で自分と異なる立場にいる人の心情を理解し、思いやる機会とする。

【特別活動部】

- ・HR活動の工夫により、生徒間のコミュニケーション能力を育成する。
- ・集団活動を通して道徳心や倫理観を育成する。
- ・生徒会活動によるいじめ防止に関わる自主的活動の推進を図る。
- ・学校行事における全校及び学年、クラス内の協力、協調による居場所や絆づくりを推進する。互いに認め合える人間関係、学校風土を生徒自らがつくりだそうとする力を育む。
- ・部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる組織を目指し、いじめに向かわない態度や能力の育成といじめを許さない環境づくりに努める。

（３）年間計画（いじめ防止プログラム）

月	行 事	取 組 内 容
4	始業式・入学式 新入生に対する「高校生支援シート」（別添）の活用 第1回校内いじめ防止職員研修 ガイダンス 八百津祭りへの参加（有志部活）	・いじめ防止に関する講話、いじめ防止基本方針のHP掲載を通知 ・新入生と保護者に対して「高校生活支援シート」を活用する。 ・学校の方針と具体的対応の確認 ・いじめ、生徒指導上の問題、情報モラル、校則、授業規律等を説明する。 ・伝統的な文化を継承し、個性豊かな文化の創造に努める人間を育成する。

	面談週間（生徒と担任） 情報モラル安全教室 校外研修	・担任がクラス全員の生徒と早期に面談することによって、生活状況などを確認し、学校不適應や困り感などをつかむ。学年主任が連絡会で報告。 ・携帯などの情報モラルの指導（全校生徒） ・新しい友人との活動を通して居場所や絆づくりを推進する。
5	命を守る訓練 二者懇談会（保護者と担任） 職員研修 SERAPLUS、心の健康調査 第1回心のアンケート	・命の大切さを考える。 ・担任がクラス全員の生徒の保護者と懇談することによって、家庭での生活状況を把握し、いじめの兆候の有無をつかむ。各学年で懇談状況を集約し連絡会で報告。 ・エピペンを使用する生徒が適切に扱えるように、職員も学ぶ機会を持つ。 ・検査・調査を実施することによって、「自己肯定感」と「学級適応感」を軸にクラスの状態を確認する。
6	公開授業週間 球技大会 第1回いじめ防止等対策検討委員会 第1回いじめに関するアンケート	・すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫するために研修を行う。 ・初めてクラスで団結する行事において、クラス内での居場所づくりや絆づくりを推進する。 ・「いじめ防止等対策検討委員会」委員で基本方針についての確認と生徒の状況把握。
7	保健講話 SOSの出し方講座 第1回県いじめ調査（4～7月） 保護者懇談会 （生徒・保護者と担任）	・命の大切さを考える。 ・スクールカウンセラーからSOSの出し方学ぶ。 ・第1回県いじめ調査（4～7月） ・夏休み前に、生徒・保護者と担任の三者が初めて懇談を行う。学校や家庭での生活の状況を確認する。各学年で懇談状況を集約し連絡会で報告する。学校評価アンケートを三者懇談時に保護者に記入してもらい、いじめの有無を確認する。

	管内企業見学（２年）	・ 様々な企業を見学することで、働くことの意義と自らの進路を考える。
9	第2回校内いじめ防止職員研修 第２回心のアンケート 面談週間（生徒と担任）	・ 夏季休業明けの生徒情報交換会 ・ 長期休暇後に個々の生徒の生活の変化に注意しながら生徒と担任の面談を行う。各学年で面談状況を集約し連絡会で報告する。組織で取り上げるべき相談事例の有無を確認し対応する。
10	体育大会 第２回いじめに関するアンケート	・ 各団（異年齢集団）内の協力・協調による居場所や絆づくりを推進する。互いに認めあえる人間関係を生徒自らがつくろうとする力を育む。
11	八百津町産業文化祭 公開授業週間 人権講習会 命を守る訓練 第３回心のアンケート	・ 町の行事に様々な形で参加・協力することで、自己有用感と思いやりの心を育てる。また、社会の一員としての自覚を醸成する。 ・ すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫するために研修を行う。 ・ 人権講話を通して、相手の立場や相手の気持ちを尊重する機会とする。 ・ 命の大切さを考える。
12	第2回県いじめ調査（８～12月） 保護者懇談会 （生徒・保護者と担任）	・ 第2回県いじめ調査（８～12月） ・ 冬休み前に、生徒・保護者と担任が懇談を行い、学校や家庭生活の状況を確認する。各学年で懇談状況を集約し連絡会で報告する。組織で取り上げるべき相談事例の有無を確認し対応する。
1	第3回校内いじめ防止職員研修 第2回いじめ防止等対策検討委員会 第３回いじめに関するアンケート １年生インターンシップ	・ 冬季休業明けの生徒情報交換会 ・ いじめ防止の年間の取組みの検証と課題 ・ インターンシップを通して働くことの意義を考える。自分の長所を伸ばし、自己有用感を育む。

2	第4回心のアンケート	
3	第3回県いじめ調査（1～3月） 第4回校内いじめ防止職員研修	・ 第3回県いじめ調査（1～3月） ・ 今年度の反省と来年度に向けての方針を確認協議する。

3 いじめ問題早期発見の取組と留意点

（1）いじめの定義とその留意点

①いじめとして取り扱う場合

- ・ 1—（2）で示した具体的な態様等をいじめとして扱う。

②柔軟な対応

- ・ 加害者がすぐに謝罪をした場合などすぐに良好な人間関係が再び構築された場合などは、状況を見守るなどの柔軟な対応をおこなう。ただし、いじめ防止対策委員会への情報提供を行う。

（2）早期発見の留意点

教職員は次の点に留意して早期発見に努める。

- ①認知件数の増加は肯定的に評価されるものである。
- ②いじめ問題の情報を対策委員会等に報告する義務がある。
- ③日常業務の中で最優先すべき事案は命にかかわる事案と自殺予防、いじめ問題への対応である。

（3）早期発見の取組

- ①連絡会、学年会、生徒指導部会で、常に生徒に関する情報交換をおこなう。
- ②定点観察を全職員で行うことによって、早期発見に努める。
- ③定期的に「心のアンケート」「いじめに関するアンケート」を実施し、状況を把握する。
- ④年間を通して、生徒の気になる行動や言動等を教科担任や担任に報告してもらい、早期発見に努める。
- ⑤中学までの生活におけるいじめ問題に関するアンケートを、新入生に実施して、問題点を掌握する。
- ⑥保健室来室の状況を把握し、問題の早期発見に努める。

（4）防止・早期発見・対処について

- ①いじめの防止や早期発見、対処等にあたる場合は、【学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント】を参照する。
- ②学校の教職員は速やかに、学校いじめ対策組織にいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。

4 いじめの問題発生時の対処

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

法：第23条

- 1 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われる時は、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。
- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない。

○いじめの早期発見・早期対応をするため、学校の教職員は『早期発見・事案対処マニュアル（別添資料2）を参照し、速やかに、学校いじめ対策組織にいじめに係る情報を報告し組織的な対応につなげなければならない。

[組織対応]

- ・生徒支援部と各学年団による対応
- ・いじめ防止等対策検討委員会による対応
- ・スペシャリストサポート派遣を活用した対応

[対応順序]

・いじめの組織的な対応を徹底する観点から『いじめ対応フロー図（別添資料1）』を定める。

- ・ 被害者、加害者の事実関係の把握

学年団、生徒支援部教員が2人以上のチームを組んで、関係生徒や周辺生徒、保護者からの事実関係の把握を行う。
- ・ いじめとして対処すべき事案か否かの判断

いじめ防止等対策検討委員会で問題の内容が人権侵害にあたり、いじめとして対処すべき事案か否かの判断を行う。
- ・ 判断材料が不足しているときはさらに調査を行う。
- ・ 被害生徒のケアと保護者への説明

学級担任、教育相談担当者、養護教諭等が中心になって被害生徒と保護者へ説明と支援を行う。必要があれば専門家の支援を要請する。
- ・ 加害生徒の指導と保護者への説明

生育歴、家庭環境、過去の指導歴などを考慮したうえで、加害生徒への指導、保護者へ説明や助言を行う。
- ・ 保護者への説明（事実確認、支援・指導方針、具体的な支援・指導方策）
- ・ 県教委への連絡と経過説明

岐阜県教育委員会への連絡と経過説明をおこない助言を求める。
- ・ 経過の見守り

生徒支援部と学年団、学級担任が中心となって2人以上のチームを組んで、いじめ問題の再発を防ぐために継続的な事後指導や経過観察を注意深く行う。
- ・ 報告書の作成

岐阜県教育委員会へ経過や背景、対応、結果等について報告書を作成し提出する。

（２）「重大事態」と判断された時の対応

法：第28条

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
 - 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

○生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

〔対応順序〕

- ・県教委（地域担当生徒指導主事を含む）へ報告し、事実関係を明確にするための詳しい調査の実施について、学校主体によるものか県教委主体かの判断を仰ぐ。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

〔学校主体による調査組織の編成〕

- ・いじめ防止対策委員会で調査をおこなうが、公平性と中立性の保持に努めるために、重大事態に直接の人間関係や利害関係がある構成員以外でおこなう。
- ・スペシャリストサポート派遣を活用して、第三者を加えることができる。

〔学校主体による調査における注意事項〕

- ・県教委（地域担当生徒指導主事を含む）と連携を取り指示を仰ぐ。
- ・生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を理由に説明を怠ることがないようにする。
- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・学校にとって不都合なことがあったとしても、事実真摯な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。
- ・生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- ・調査結果は県教委に報告する。（県教委から知事に報告する。）
- ・調査結果より明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教委による指導及び支援を受けて、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、明らかになった事実関係等の情報を提供する。

5 情報等の取扱い

（１）個人調査データについて

いじめ問題が重大事態に発展した場合は、被害者やその保護者に経緯や内容等を知らせるための報告書の作成が必要となったり、訴訟等に発展した場合には情報の提示を求められたりすることをもあることを想定して、生徒の個人調査データ（心理検査、いじめ検査、迷惑調査等）は必ず保管する。いじめ調査アンケートの質問票の原本等の一次資料、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書の保存期間は、当該生徒が卒業後５年間とする。

（２）心理検査等の有効活用について

心理検査については、生徒の性格や生活実態などを事前評価（アセスメント）するうえで有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し生徒指導に積極的に利用する。

６ いじめの「解消」についての定義

○次の二つの要件が満たされ、必要に応じて他の事情も勘案して、いじめが「解消している」状態であると判断する。「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に観察する必要がある。

（１）いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対するいじめが止んでいる状態が少なくとも３か月間継続していること。学校の教職員は、被害・加害生徒の様子を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

（２）被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。必要に応じて、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。いじめが解消に至っていない段階では、学校は被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。いじめ防止等対策検討委員会は、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し実行する。

この方針は、平成２６年４月１日より施行する。

平成２７年	３月３１日	一部改正
平成２８年	３月３１日	一部改正
平成２９年	３月３１日	一部改正
平成３０年	１０月１０日	追記・一部改正
平成３１年	３月３１日	一部改正
令和 ２年	３月３１日	追記・一部改正
令和 ３年	３月３１日	追記・一部改変
令和 ３年	７月２６日	追記
令和 ４年	７月１３日	一部改正
令和 ４年	２月２２日	一部改正
令和 ５年	６月２３日	一部改正
令和 ６年	１月１９日	一部改正
令和 ７年	１月２１日	一部改正
令和 ８年	１月２３日	一部改正